



令和5年度 第1回デジタル戦略推進本部会議

日時 令和5年7月14日(金)
10時30分～12時00分
会場 県庁東館5階特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) ふじのくにDX推進計画

- ・ 3次元点群データの活用
- ・ デジタル人材育成方針の策定

(2) 情報セキュリティ対策

- ・ 情報セキュリティインシデント
- ・ 特定個人情報の保護（マイナンバー情報の総点検）

(3) その他

- ・ システム全体経費の調査
- ・ 生成AI利用ガイドライン

3 閉 会

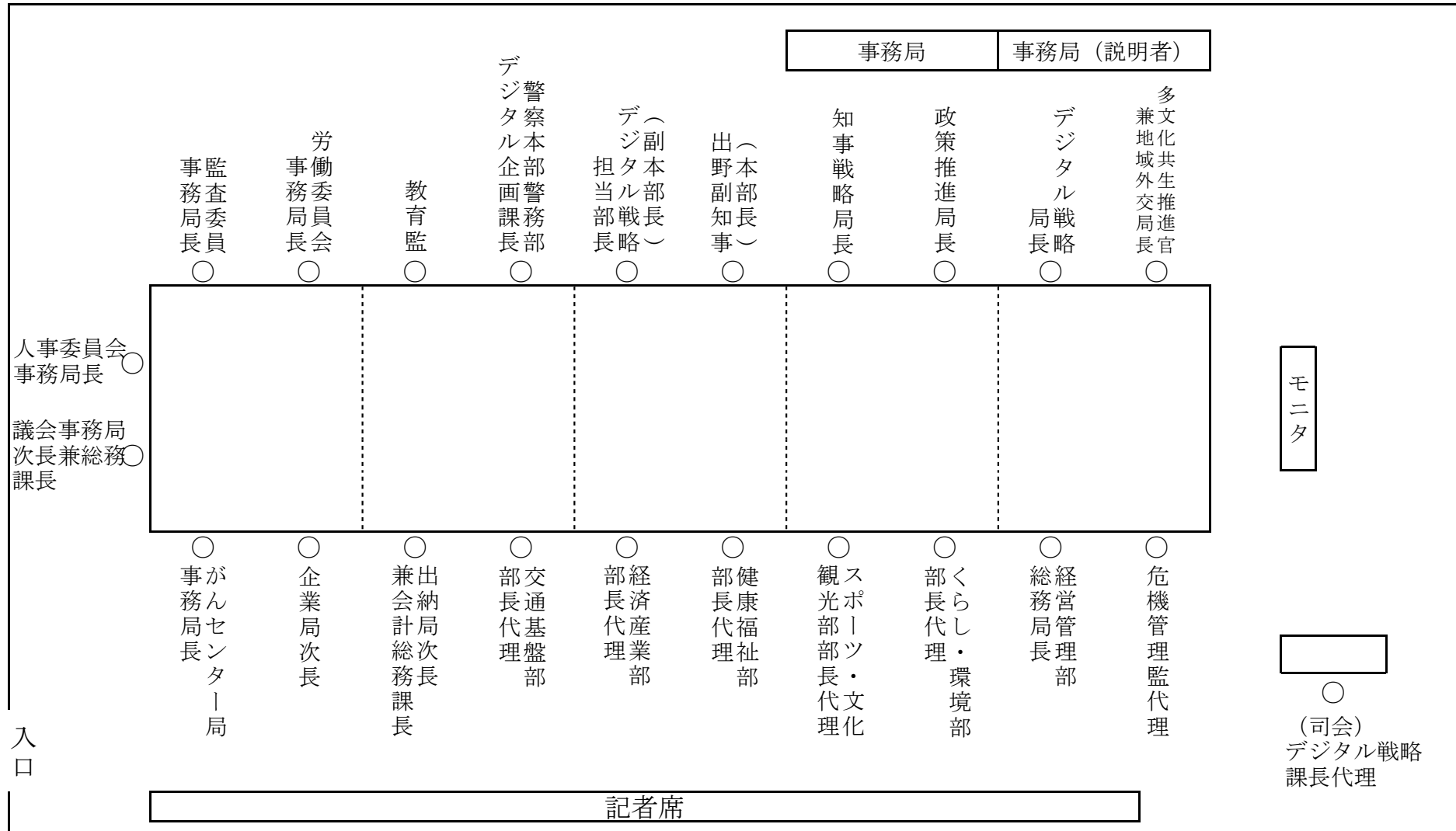


第1回デジタル戦略推進本部会議 出席者名簿

部局名	職 名	氏 名	代理出席者
	静岡県CIO(副知事)	出野 勉	
知 事 直 轄 組 織	デジタル戦略担当部長	山口 武史	
	知事戦略局長	鈴木 利直	知事戦略課 参事 前田 満
	政策推進局長	平塚 晴利	
	デジタル戦略局長	杉山 和也	
	多文化共生推進官兼地域外交局長	横地 眞澄	
危 機 管 理 部	危機管理監代理	齋藤 耕司	危機管理部 参事 森 統彦
経 営 管 理 部	経営管理部総務局長	内藤 信一	
く ら し ・ 環 境 部	くらし・環境部部長代理	山田 琢也	
スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部部長代理	都築 直哉	政策管理局長 室伏 康男
健 康 福 祉 部	健康福祉部部長代理	青山 秀徳	
経 済 産 業 部	経済産業部部長代理	田中 伸弘	産業政策課長 渥美 寿之
交 通 基 盤 部	交通基盤部部長代理	林 聖久	
出 納 局	出納局次長兼会計総務課長	金井 いすず	
企 業 局	企業局次長	川田 剛宏	
が ん セ ン タ ー 局	事務局長	堀川 俊	
議 会 事 務 局	県議会事務局次長兼総務課長	大石 佳巳	
人事委員会事務局	人事委員会事務局長	縣 茂樹	総務課総務班長 神村 雅子
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局長	森岡 克明	
労働委員会事務局	労働委員会事務局長	鈴木 洋子	
教 育 委 員 会	教育監	塩崎 克幸	教育DX推進課長 大澤 篤
警 察 本 部	警務部デジタル企画課長	羽畑 和夫	

令和5年度第1回デジタル戦略推進本部会議 座席表

日時 令和5年7月14日(金) 10時30分～12時00分
 会場 県庁東館5階特別会議室



ふじのくにDX推進計画

【概要版】



誰にも優しく
誰もが便利に
安全・安心
そして豊かに

○ 計画期間
2022年度から2025年度まで（4年間）

- 位置付け
- ・静岡県総合計画の分野別計画
 - ・静岡県高度情報化推進規程第3条に基づく「高度情報化基本計画」
 - ・官民データ活用推進基本法第9条に基づく「官民データ活用推進計画」



【基本理念】 [計画P11~12]

「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」

【目指す姿】 [計画P13~17]

いつでもどこにいても必要なものやサービスを受けられる、豊かで持続可能な社会

<暮らす・楽しむ>
日々のデータが、
日常生活に活用される
暮らしの実現

<学ぶ・究める>
場所や時間を選ばずに、
知識や技能を共有できる
学びの場づくり

<働く・磨く>
バーチャルとリアルの融合が
生み出す新しい働き方と
新たな産業の創出

<つながる・支えあう>
言語や障害等の
壁を越えた新しい
コミュニティの創造

【政策】 [計画P19~30]

政策の柱	県庁・市町	地域社会
デジタル化の推進に必要な デバインド対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルリテラシー向上のための教育や啓発 ・情報アクセシビリティの確保 ・利用者視点でのUIやUXの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルデバインド対策の推進 ・社会的支援体制（世代間交流等）の構築
超スマート社会の実現に 向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル3原則に基づく業務の見直しの徹底 ・県有施設等のデジタル化の推進 ・情報システムの標準化・共通化への着実な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤整備（5G、Wi-Fi等）の推進 ・デジタルID（マイナンバーカード等）の利活用
デジタル技術の実装の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・AIやRPA等を活用した業務の革新 ・スマートフォンアプリ等を活用した啓発の実施 ・災害対策等におけるデジタル技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるデジタル技術の活用 ・各分野における業務のデジタル化 ・地域企業のデジタル化や新たな成長産業の支援
新しい生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続のオンライン化の推進 ・テレワークの活用やペーパーレス化等による働き方改革の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業におけるテレワークの促進 ・福祉・医療・産業分野等における遠隔技術の活用
データの分析・利活用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータカタログ等の充実 ・EBPMの推進 ・データ連携基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のオープンデータ化の促進 ・各分野におけるデータの利活用の活性化

【施策を支える人材・基盤の強化】 [計画P31~32]

デジタル人材の育成・強化	情報セキュリティの強化
<ul style="list-style-type: none"> ・産業分野におけるデジタル人材の確保・育成 ・学校教育を通じたデジタル人材の育成 <li style="border: 2px solid red;">・行政における専門人材の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町における情報セキュリティ対策の着実な実施 ・中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の促進

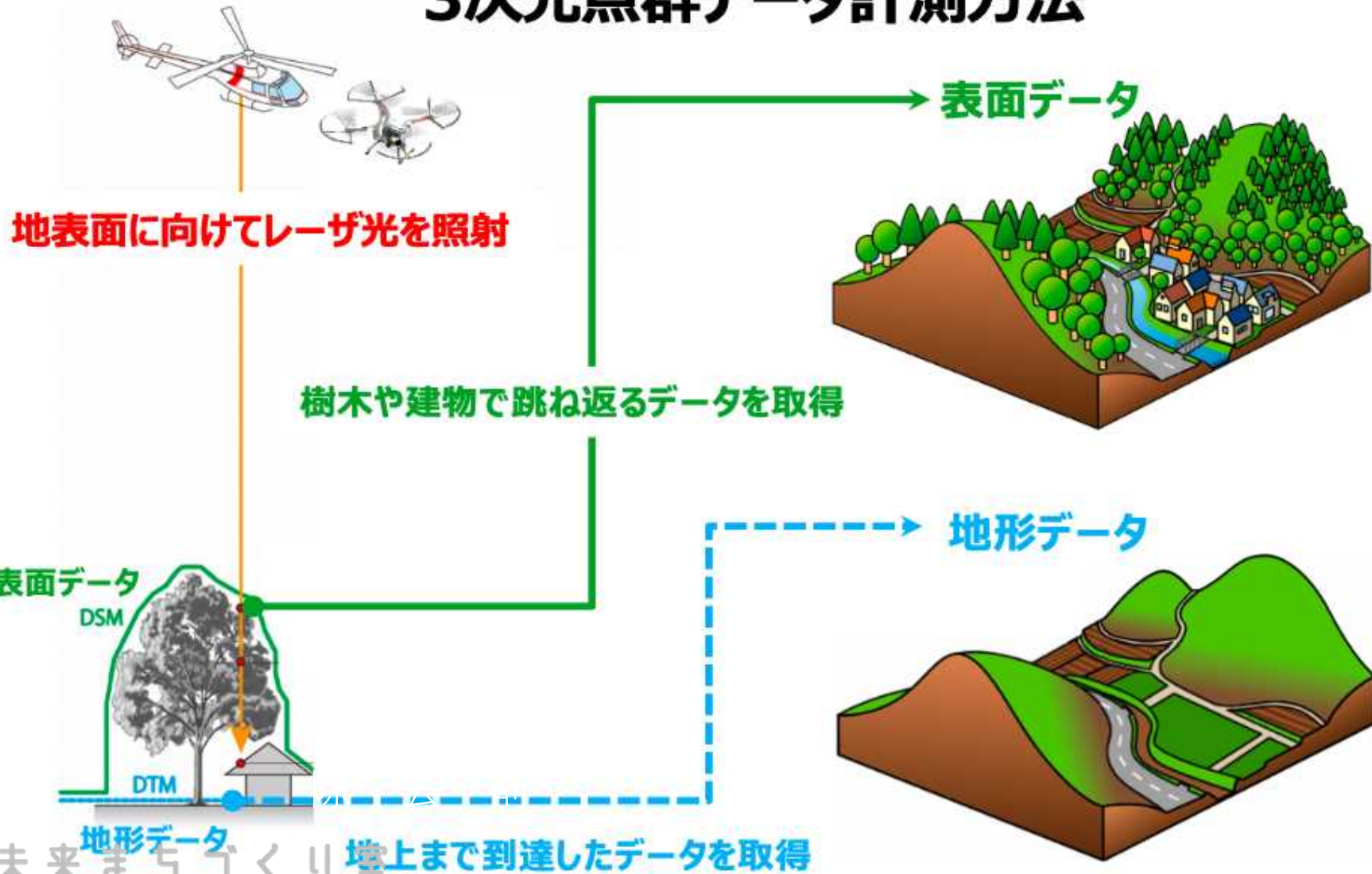


3次元点群データを活用した**未来のまちづくり**
～ **VIRTUAL SHIZUOKA**構想～

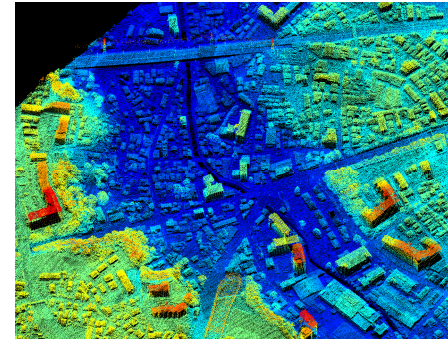
課題解決の処方箋

未来まちづくり室
Future City Planning Office Team

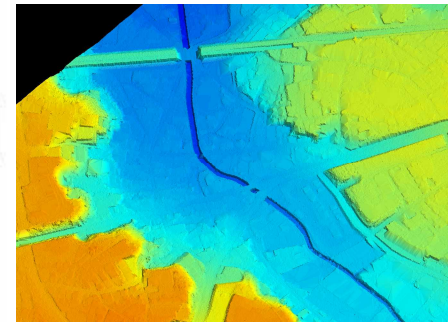
3次元点群データ計測方法



オリジナルデータ



グラウンドデータ



静岡県の3次元点群データ取得計画

総面積：6,700km² (全域：7,777km²)
総事業費：17億3千円
(国費：3億7千万)



5,000 億 point

30 TB

VIRTUAL SHIZUOKA 構想

災害状況の量的把握



事前データとの比較による被害把握

インフラの全プロセスにおける3次元データの活用



測量・設計

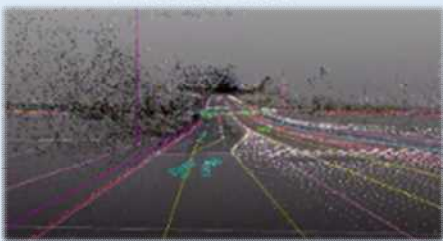


ICT工事



維持管理の効率化

自動運転



3次元点群データで創るデジタルツイン



観光



文化財保護



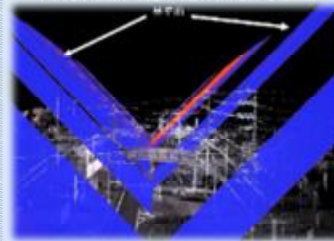
景観検討



シミュレーションでの活用



沿道建物の調査



森林管理



合意形成・意思決定の支援

目次

交通基盤部

その他

交通基盤部		区分	内容	区分	内容		
交通基盤部	災害 防災		① 災害発生前後における変化量の分析	開発 保全	⑮ 開発設計にかかる土量計算等の効率化		
			② 災害時測量と査定設計図面の作成		⑯ 古墳等の遺跡等における学術活用 (地表面データ)		
			③ 津波や河川氾濫シミュレーションの3D		⑰ 文化財の保護活用 (建物等の3次元測量保存)		
	交通	④ 自動運転の走行地図データ活用	その他		ゲーム	⑱ 観光地VR体験としての活用 (富士山登山等)	
	測量	⑤ 県発注業務におけるコスト削減 (3次元測量データの活用)				観光 等	⑳ デジタルツイン内でのゲームフィールド活用
		⑥ ICT土工における活用 (3次元測量データの活用)					㉑ マインクラフトでの活用
		⑦ 概略設計での図面作成 (3次元測量データの活用)	㉒ アプリ「釣りどこ」での海岸線地図のベース				
	設計	⑧ 点群データを用いたCIM作成 (3D設計図)					
		⑨ 完成イメージによる合意形成ツール活用					
		⑩ 景観検討における検討ツール					
	維持 管理	⑪ インフラの維持管理、台帳連携 (道路・河川・砂防・港湾)					
		⑫ 地下埋設管の3D管理					
	広報	⑬ インフラの視覚的効果・演出					
		⑭ デジタルツインシステムの導入 【東京都システム共同運用】					

目次

交通基盤部

その他

区分	内容
災害 防災	① 災害発生前後における変化量の分析
	② 災害時測量と査定設計図面の作成
	③ 津波や河川氾濫シミュレーションの3D
交通	④ 自動運転の走行地図データ活用
測量	⑤ 県発注業務におけるコスト削減 (3次元測量データの活用)
	⑥ ICT土工における活用 (3次元測量データの活用)
	⑦ 概略設計での図面作成 (3次元測量データの活用)
設計	⑧ 点群データを用いたCIM作成 (3D設計図)
	⑨ 完成イメージによる合意形成ツール活用
	⑩ 景観検討における検討ツール
維持 管理	⑪ インフラの維持管理、台帳連携 (道路・河川・砂防・港湾)
	⑫ 地下埋設管の3D管理
広報	⑬ インフラの視覚的効果・演出
	⑭ デジタルツインシステムの導入 【東京都システム共同運用】

区分	内容	
開発 保全	⑮ 開発設計にかかる土量計算等の効率化	
	⑯ 古墳等の遺跡等における学術活用 (地表面データ)	
	⑰ 文化財の保護活用 (建物等の3次元測量保存)	
その他	⑱ 森林保有確認 (J-credit) での活用	
	ゲーム	⑲ 観光地VR体験としての活用 (富士山登山等)
	観光 等	⑳ デジタルツイン内でのゲームフィールド活用
㉑ マインクラフトでの活用		
㉒ アプリ「釣りどこ」での海岸線地図のベース		

交通基盤部への活用

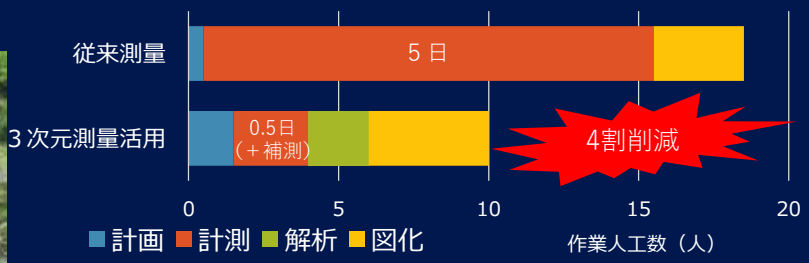
災害・防災 ① 災害発生前後における変化量の分析

3次元点群データの蓄積による災害復旧の迅速化

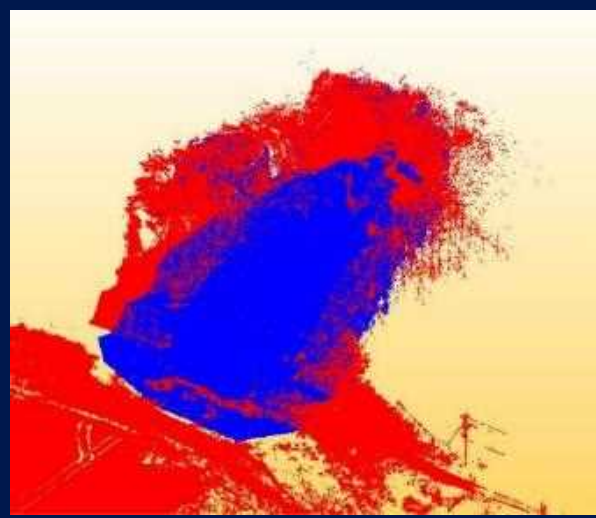
発災



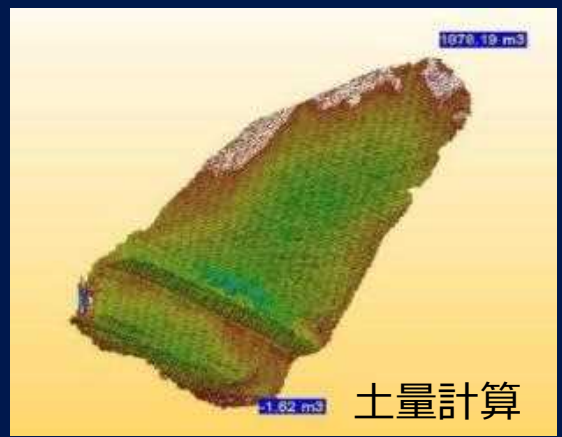
従来の測量



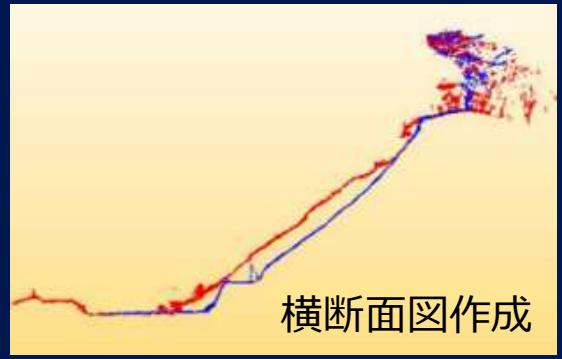
被災後に3次元点群データ計測



被災前データとの重層



土量計算

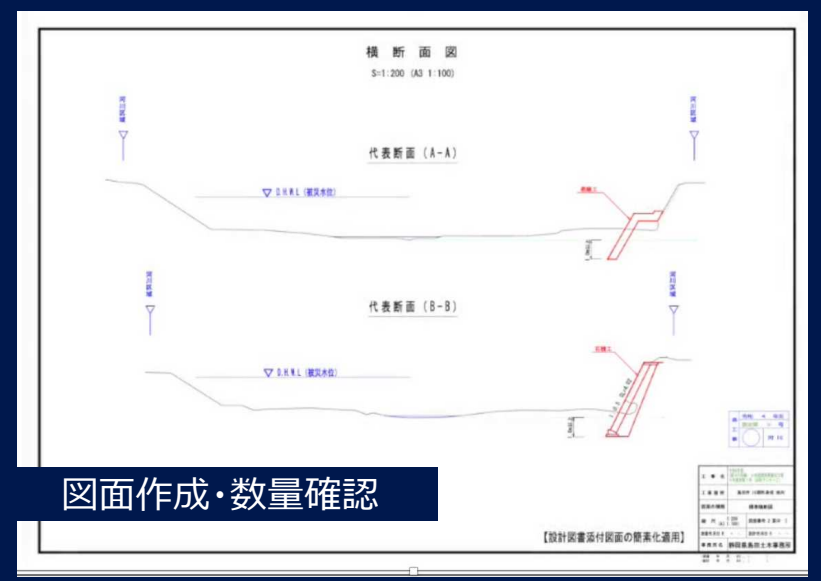


横断面図作成

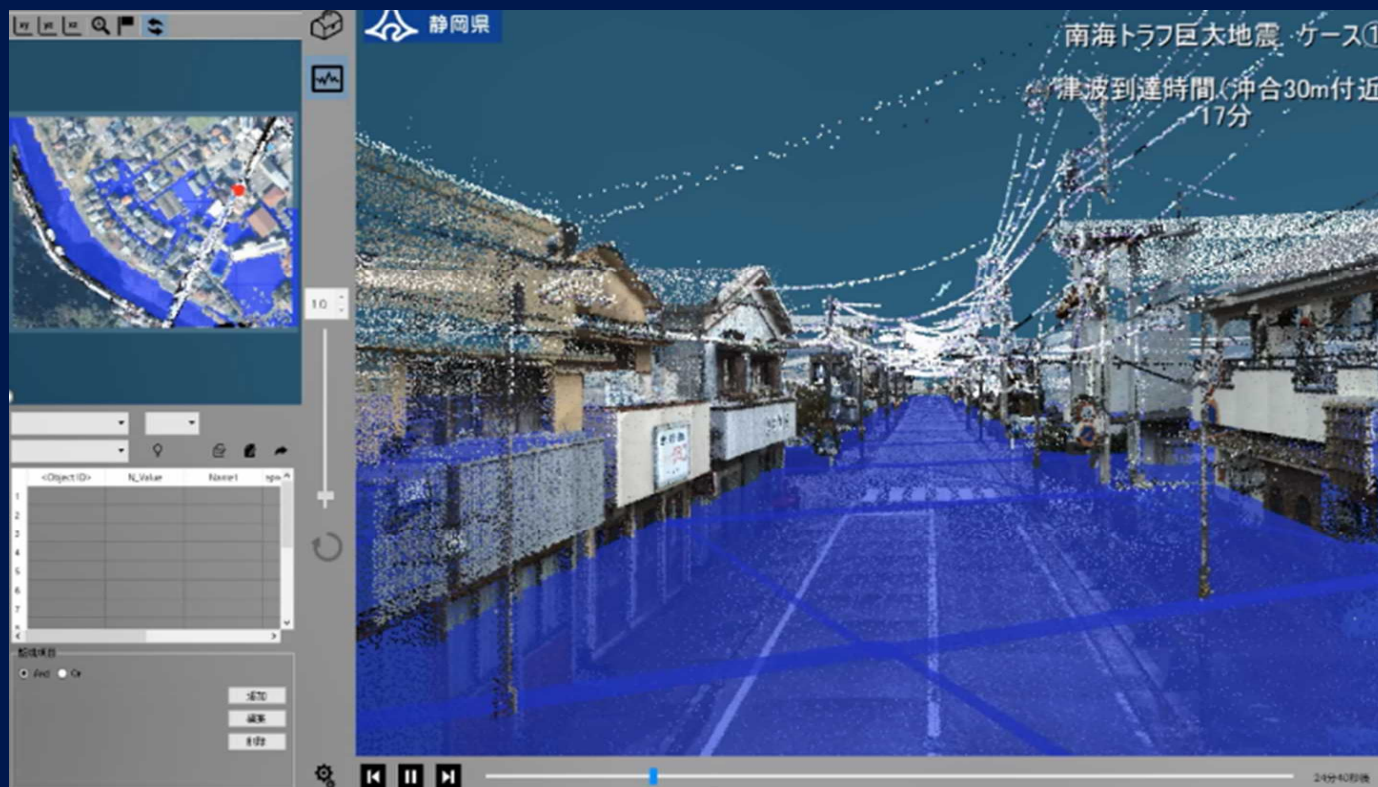
災害・防災 ②災害時の測量と査定図面等の作成



横断図等



津波浸水シミュレーション（静岡県河津町）

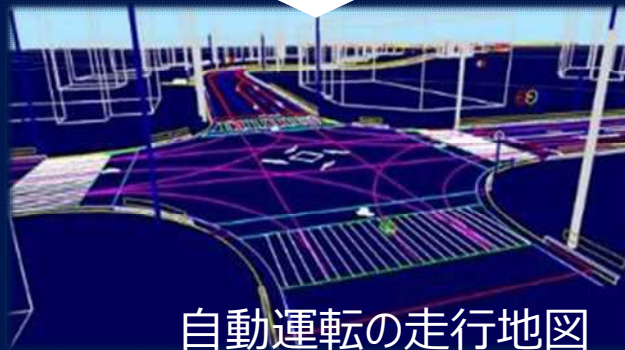
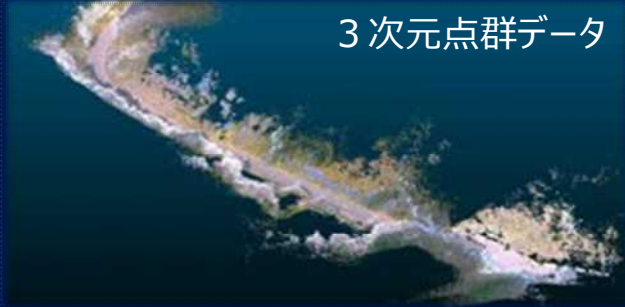


時系列での津波シミュレーションを再現



河川の浸水シミュレーションを3次元で再現。

3次元点群データ



自動運転の走行地図



しずおか自動運転 ShowCASEプロジェクト

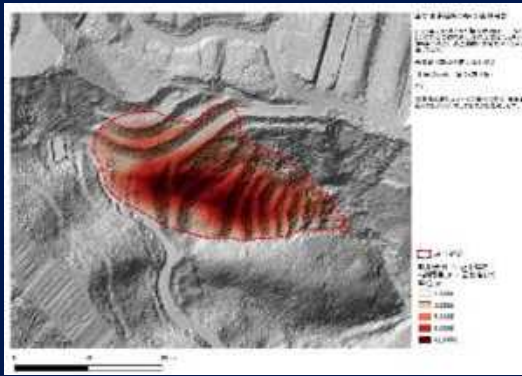
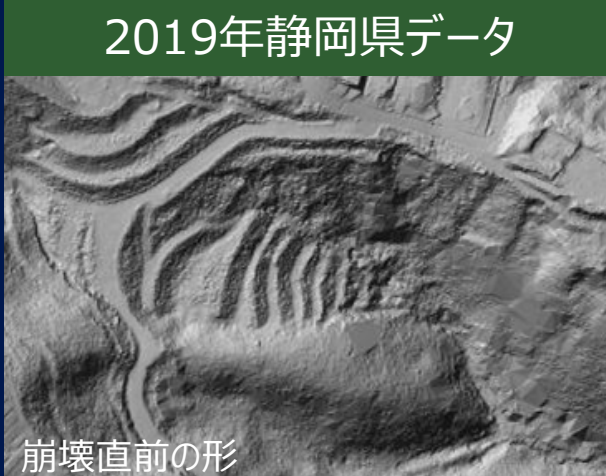
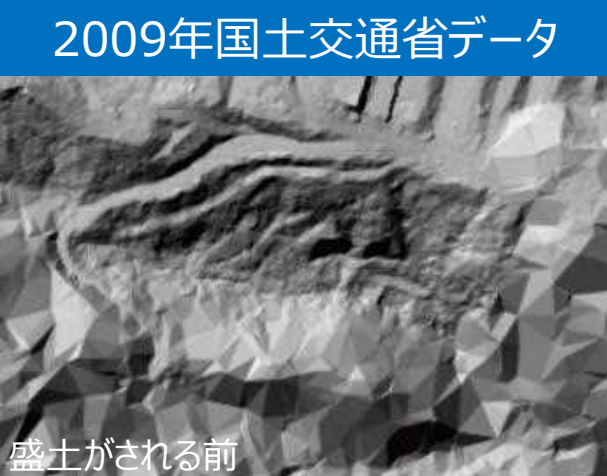


出典：http://www.zmp.co.jp/news/pressrelease_160805
実証実験（自動走行の有用性・社会受容性確認）

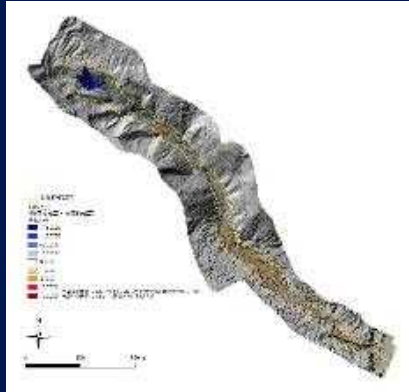
その他活用

開発・保全 ⑮ 開発・盛土等における土量計算と地形変更の変遷

3次元計測データを活用して盛土の量等の民間開発の経年変化を計測 伊豆山土石流災害（2021年7月3日）



盛土量の算出



崩壊後の土砂移動量の算出



2021年 - 2009年 残存盛土量の算出

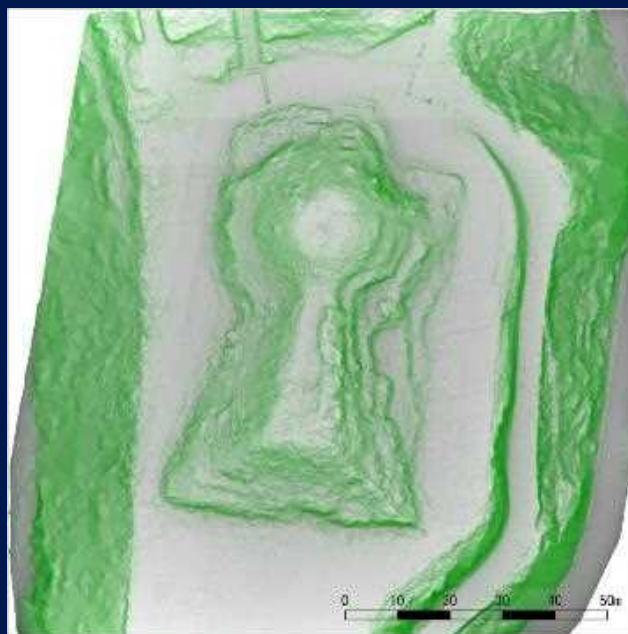


この程度の隙間は地表データが取得可能



地表面データ

光明山遺跡（浜松市天竜区）



写真提供：（株）フジヤマ

富士山噴火口（裾野市）



まだ知られていない噴火口跡地を発見

森林等を透過して地表面データを表示することで、航空写真や踏査ではわからない地物データを把握

開発・保全 ⑰文化財のデジタルアーカイブス（3次元保存）

掛川城



反射炉



ノートルダム寺院



2019年に焼却したノートルダム寺院は過去に取得していた3次元点群データ(500億点)を活用しBIMを作成。早期復興が可能となった



開発・保全 ⑱ 森林保有認証 (J-credit) 森林モニタリング

カーボンオフセット



CO₂を排出する企業がCO₂を吸収する森林を購入する制度

従来



森林位置特定のモニタリングが
実踏調査から航空機等のレーザー調査も可能 (2021年8月改定)

日本製紙：桑崎社有林 (富士市) J - Credit認証を取得

レーザー測量



<算定過程>

1. 点群データから単木樹高を解析
2. 平均樹高を算出
3. エリアの地位、年間成長量を特定
4. CO₂吸収量を算定

使用データ：VIRTUAL SHIZUOKA
解析協力：朝日航洋 (株)
出展：日本製紙 (株)

航空機レーザーを用いたCredit認証 / 国内初【2022.9月】

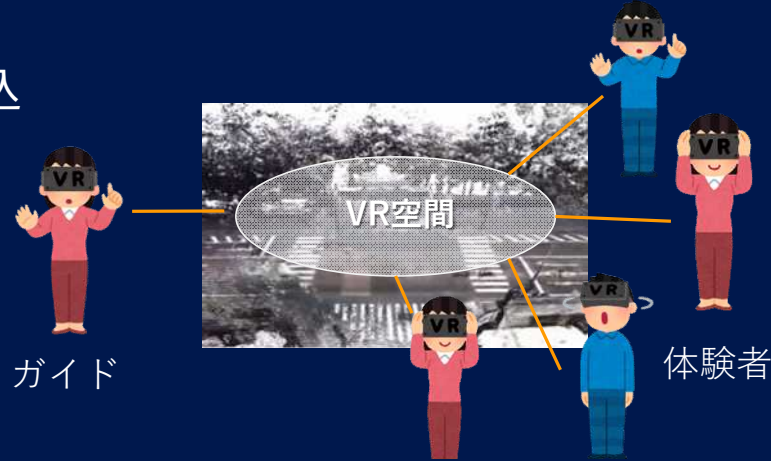
<算定結果、認証吸収量>

クレジット発行可能期間：
2021-2028年度
今回認証量：850 t-CO₂ (2021年度分)
認証可能量合計：6,800 t-CO₂ (8年間計)

測定方法	<従来>実踏調査	<改定により追加>航空レーザー写真
測定対象地	モニタリングプロット	モニタリングプロット または モニタリングエリアグループ
樹種	○ (目視)	○ (写真目視-レーザー反射強度)
林齢	△ (樹種が森林経営計画と異なる場合は実踏調査により特定)	
立木数	○ (目視)	× (樹高を測定する木の特定が不審であるため)
樹高直径	○ (巻尺、輪尺、レーザー測定器)	× (樹高を測定する木の特定が不審であるため)
特定木の樹高	○ (積算測高器)	-
平均上層樹高	-	○ (レーザー)

ゲーム・観光 ⑱観光地VR体験（富士山登山等）

体験者とガイドが同一のVR空間に入り込み、自由な視点で体感するツアーを実施



伊豆ジオサイトツアー

富士登山VRツアー（5合目から山頂まで登山）



Future City Planning Office Team

ゲーム・観光 ⑳～㉓ゲーム・アプリフィールド

㉓デジタルツインゲームフィールド



㉒マインクラフト



㉒アプリ「釣りどこ」での海岸線地図



熱海からフェリーで30分のリゾートアイランド、初島の海底地形を公開しました！
 今回は静岡県からオープンデータとして公開されている二次元の点群データを活用させて頂いております！
 官民が連携した初めての海底地形の公開事例ですので、ぜひご覧ください！
 みなさんも、魚影の深い初島で釣りを楽しんでみてはいかがでしょうか？
 初島の海底地形はコチラから！ > <https://turidoko.com/areas/2029>



出典：アジア航測株式会社

点群データの活用について

「こんな使い方はできないのか？」と思ったら、未来まちづくり室までご相談ください！

TEL : 054-221-2497 mail : mirai@pref.shizuoka.lg.jp

発注資料として

- ・延長
- ・面積
- ・体積
- ・断面図
- ・道路勾配の確認

地元説明会に

- ・VR、ARで
- ・フライスルー映像の作成
- ・ゲームエンジンで



景観検討に

- ・富士山の景観
- ・無電柱化検討
- ・木の移設

色々な検討や確認に

- ・残土置き場の検討
- ・発注箇所の検討
- ・架空線の高さ検討
- ・現場の数量諸元の確認
- ・設計書検算のための現場確認に



「静岡県次世代インフラプラットフォーム」



「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」

東京都 デジタルツイン 実現プロジェクト

Q 場所、データを検索

+ データを追加 ↓ ローカルデータ

データセット (2) すべて削除 全て折りたたむ

静岡市 築区 (LP点群)

Q データ視点移動 ① データについて

不透明度: 100 %

ポイントサイズ: 中

描画モード: 高速 (標準品質)

影: なし

クリップ方法の選択

新宿区

Q データ視点移動 ① データについて

不透明度: 100 %

高さ: min: 0 から 300

影: なし

クリップ方法の選択

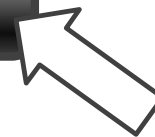
① データセットが地上で有効

City Planning Office CESIUM 3Dポータル | 高度地図

緯度: 34.97894° N 経度: 139.36301° E 標高: 22m 10 m

バーチャル静岡

検索



「デジタル人材育成方針（仮称）」の策定

1 要旨

- ・業務内容や職位ごとに求められる役割を踏まえ、これまで、階層別の必修研修や専門的な選択研修等を通じて、デジタル技術に係る基礎的な知識や活用手法、広い視野や専門性の高いスキル・マネジメント力を身につけた職員を育成している。
- ・地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成に係る昨今の情勢を踏まえ、DX推進リーダーをはじめ、静岡県職員としてDXを推進する上で必要となる知識やスキル等を再整理し、デジタル人材育成方針を策定する。

2 現在の研修体系

区 分	内 容
必修研修	デジタルに関して、職位に応じて必要となる知識を習得するため、階層別必修研修においてDXに関連する科目を実施
選択研修	分野別に研修体系を構築し、選択研修として提供 (分野：DXの推進を主導する役割、セキュリティ、データ利活用)

3 地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成に係る昨今の情勢

区 分	内 容	時 期
総 務 省	国の取組（※）と連携しながら、DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成に積極的に取り組むよう依頼（総務大臣が知事宛て書簡を発出） ※地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成経費について、令和5年度から地方財政措置を講ずること等	令和4年12月
	自治体DX全体手順書【第2.1版】の改定において、人材確保・育成の全体像やDX推進リーダーの確保・育成等を拡充	令和5年1月
経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）	全てのビジネスパーソンが身につけるべき能力・スキル及びDXを推進する人材の役割や習得すべきスキルの基準として、「デジタルスキル標準」を公表	令和4年12月

4 構成例

目指す人材像、当該人材の役割及びスキル、育成・確保策 等

※他の都道府県の取組等を参考に策定

<参考>

令和5年度の研修内容

講座名	日程案	人数	内容
職位に応じた階層別必修研修			
新任管理者研修 (科目：DXの推進)	4月18日	約120人	<ul style="list-style-type: none"> DX推進の意義 DX推進に資する組織運営
新任監督者研修 (科目：DXの推進)	5月26日	約180人	<ul style="list-style-type: none"> DX推進の意義 オープンデータの活用
キャリア開発研修Ⅱ (科目：DXの推進)	6月～7月 (年3回)	約150人	<ul style="list-style-type: none"> DX推進の意義 業務見直しの着眼点
4年次職員研修 (科目：DXの推進)	7月 (年4回)	約200人	
2年次職員特別研修	11月～12月 (年3回)	約240人	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化の必要性 県庁DXの推進
幅広い職員を対象にした選択研修			
DX推進リーダー 育成講座	9月～2月 (全6回)	約30人	<ul style="list-style-type: none"> 所属においてDX推進を主導する人材を養成 DXの視点で業務の効率化・高度化を推進するためのスキルの習得等
情報セキュリティ eラーニング研修	通年	全職員	県職員として最低限必要なセキュリティ知識の習得
情報セキュリティ 集合研修	8月～10月 (年12回)	約400人	所属の管理者、実務職員それぞれの役割に応じたスキルの習得等
情報セキュリティ インシデント対応訓練	10月～12月 (年8回)	約80人	情報セキュリティインシデント発生時に対応できるスキルの習得
業務効率化に向けた ツール活用講座	10月～12月 (年3回)	約35人	RPA等のツールを業務に活用するためのスキルの習得
総務省統計研究研修所 オンライン研修	年4回	全職員	<ul style="list-style-type: none"> データサイエンス入門 誰でも使える統計オープンデータ
データサイエンス講座 EBPM関連講座	通年	希望職員	<ul style="list-style-type: none"> データサイエンスの最新情報 EBPMの基本的知識の習得等

「デジタル人材育成方針（仮称）」策定スケジュール（案）

区分	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
事務局		他県調査、骨子案策定					最終案策定			R6当初予算調整		
デジタル戦略推進本部会議 ※本部長：出野副知事 副本部長：デジタル戦略担当部長 構成員：デジタル推進官等				第1回 スケジュール等説明								
デジタル戦略推進本部作業部会 ※構成：各政策担当課							最終案確認					
デジタル戦略顧問団							意見聴取					
議会						議会総務委員会 報告（骨子）	議会総務委員会 正副議長説明等					
(参考) 総務省						地方自治体向け 「人材育成基本方針策定指針」 改定（予定）						

公表（報道機関への資料配付等）

情報セキュリティインシデント発生状況

(デジタル戦略局電子県庁課)

1 要旨

静岡県においても、情報セキュリティインシデント（情報システムにおけるセキュリティ上の問題）が発生している。

2 過去3年のセキュリティインシデント発生状況

(1) 静岡県における状況

(令和5年度4件、令和4年度13件、令和3年度2件、令和2年度0件)

	種別	年月日	所属名	内容	監査結果
1	Web サイト等の改ざん	R5.6.29 発覚	経済産業部農地保全課	メールマガジン配信システムに、不正ログインが行われ、ID及びパスワードが変更されたうえ、会員の個人情報を窃取された。	
2	メール	R5.6.14 発覚	スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課	主催イベントについてメールで連絡する際に、誤って本文中に参加者18人全員のメールアドレスを記載したまま一斉送信してしまった。	
3	誤掲載	R5.6.5 発覚	スポーツ・文化観光部文化政策課	イベントの講座参加者の募集の申込先メールアドレスの掲載（広報誌・HP）に誤りがあり、誤ったメールアドレスに申し込んだ4人の個人情報が漏えいした	
4	誤掲載	R5.5.8 発覚	健康福祉部障害福祉課	身体障害者手帳情報におけるマイナンバーの紐付け誤り等が判明した。全容及び原因を調査中	
5	Web サイト等の改ざん	R4.12.16 発覚	経済産業部農業ビジネス課	ホームページ作成ツールの脆弱性を突いて、外部から不正アクセスがあり、既存ファイルの改ざんや不正ファイルの設置が行われた。当該サイトは閉鎖。	
6	ツール誤用	R5.1.18 発覚	経済産業部産業イノベーション推進課	委託業者が、講座受講者への連絡ツールとして使用している slack で1名の受講者を受講者専用のチャンネルに追加する際、誤って事務局専用のチャンネルにも追加したことにより、判明するまでの約5ヶ月間、講座受講者17名の個人情報が閲覧できる状態になっていた。	
7	システム障害	R4.11.28 発覚	経済産業部経営支援課	補助金のオンライン申請を開始したところ、他社(1社)の申請情報が表示される不具合が判明した。申請受付は即時中断した。	
8	メール	R4.11.11 発覚	吉原林間学園	職員が、自宅パソコンに、個人情報を含むデータを添付して送信。その際、誤操作により、県内市町あてにも送信された。	指摘
9	メール	R4.9.13 発覚	経済産業部お茶振興課	課所管の協議会の会員45人に電子メールを一斉送信した際、誤ってメール本文中に送信先のメールアドレスを記載し、送信してしまった。	
10	メール	R4.9.15 発覚	経済産業部マーケティング課	・県の委託事業者が、イベント参加予定者に電子メールで事務連絡を行う際、(bcc)で送信すべきところを、(To, cc)で2回送信してしまった。	
11	メール	R4.8.30 発覚	経済産業部産業イノ	委託業者が受講者に事務連絡を行う際、誤って全ての受信者のメールアドレスが表示される方式(To)で送信し	

			バージョン 推進課	てしまった。	
12	メール	R4.7.11 発覚	志太榛原 農林事務 所	事業者からの申請書を市担当者へ確認依頼のためメール送信した際、入力ミスで、関係ない市町を含むグループメールを指定してしまったことに気がつかず送信した。	
13	マルウェア	R4.6.6 発覚	デジタル 戦略局デ ジタル戦 略課	委託先で使用している PC 1台がマルウェア (Emotet) に感染し、当該 PC に保管していたメールデータが流出した。	
14	メール	R4.5.19 発覚	経済産業 部マーケ ティング課	県で実施している表彰実績のデータ提供の依頼に対し、不要な他受賞者の個人情報を含む情報を送信してしまった。	注意
15	誤送付	R4.4.26 発覚	健康福祉 部 中部 健康福祉 センター	証明書をパソコンで作成する際、別の患者の住所と錯誤した証明書を作成して、誤った住所に特定記録郵便で発送した。	指摘
16	メール	R4.4.15 発覚	健康福祉 部 東部 健康福祉 センター	宿泊療養施設に入所する予定の罹患患者の個人情報を当該施設にメール送信する際、誤って県内の小学校へ送信した。	指摘
17	メール	R4.4.8 発覚	健康福祉 部 中部 健康福祉 センター	関係機関に管内の発生状況を定期的に情報提供するため、表計算ソフトファイルをメール送信する際、誤ってファイル内の別シートに個人情報が残ったままで送信した。	指摘
18	誤掲載	R3.12.14 発覚	経済産業 部産業イ ノベーション 推進 課	県内企業等向け説明会の申込先ホームページを受託業者が作成する際、閲覧権限の設定を誤り、申込者 37 人の情報が一時的に外部から閲覧できる状態になっていた。	
19	メール	R3.4.5 発覚	交通基盤 部袋井土 木事務所	自宅で作業を行うため、職員の SDO の個人メールから、自宅個人メールアドレスへ道路事業費などが記載された資料を送付したところ、アドレスを打ち間違え、誤ったアドレスに送付した。	

(2) 県外における主なセキュリティインシデント

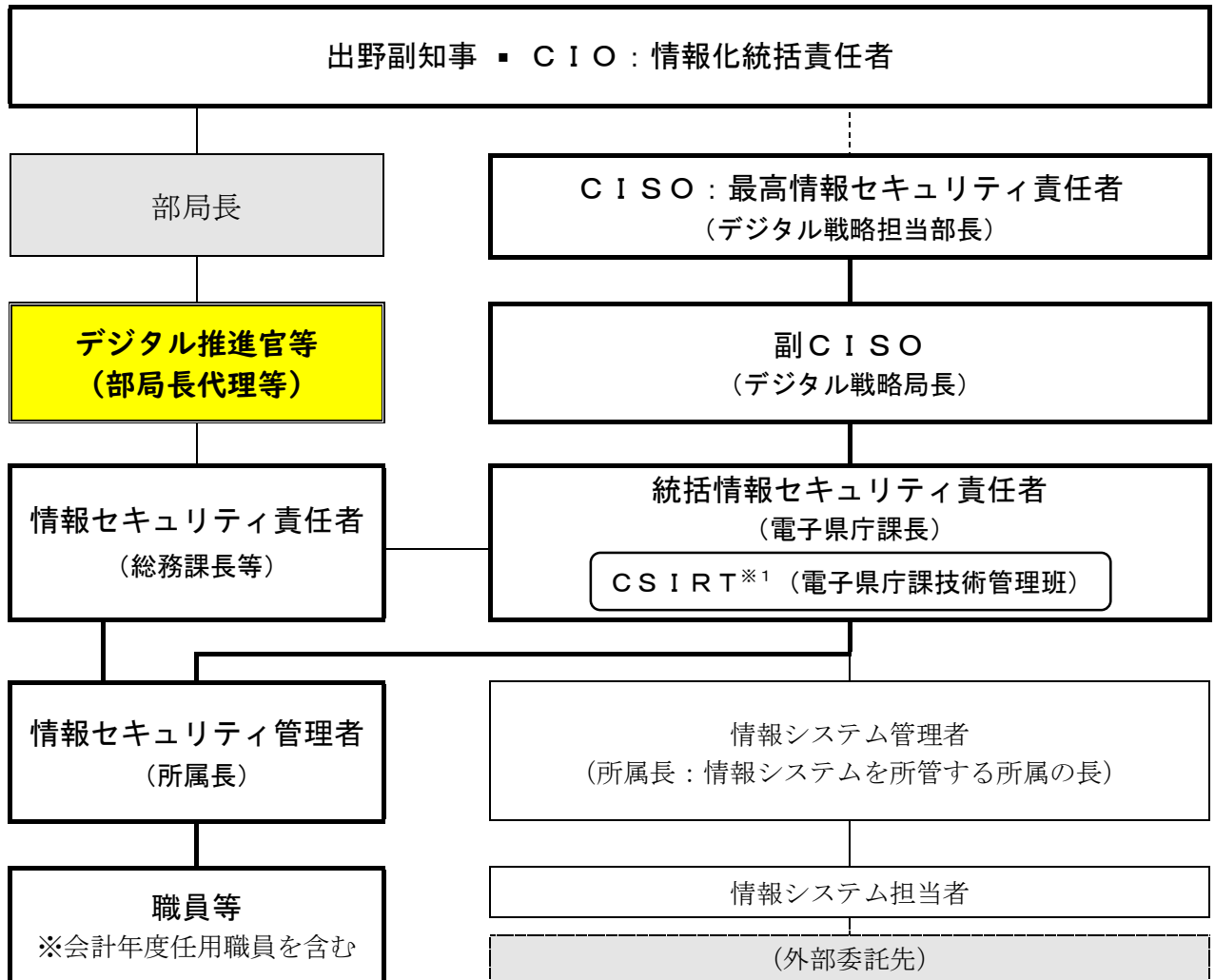
種別	年月日	自治体名等	内容
マルウェア	R4. 10. 31 発生	大阪府 大阪市	大阪急性期・総合医療センターにおいて、ランサムウェア感染により、電子カルテ等のシステム障害が発生し、一時、通常診療ができない状況となった。 センターが委託していた給食提供サービスのサーバを通じて侵入された可能性。
紛失	R4. 6. 22 判明	兵庫県 尼崎市	再々委託先の社員がデータセンターでの作業後にデータを消去せず、そのまま持ち帰り、立ち寄った居酒屋で飲んだ後、路上で寝込んで尼崎市全住民の住民基本台帳データが保存されたUSBメモリーの入ったカバンごと紛失した。

※報道発表件数が多いインシデント（順不同） ①パソコンやUSBメモリ等の紛失・盗難 ②BCC忘れによるメールアドレスの漏えい ③ウイルス感染による不正通信の成立 ④身代金ウイルス被害 ⑤ホームページへの個人情報誤掲載 ⑥ホームページ改ざん ⑦踏み台攻撃被害 ⑧権限の悪用による個人情報の不正利用

静岡県における情報セキュリティの取組みについて

1 静岡県の情報セキュリティの推進管理体制

(1) 体制図



※太い実線：インシデント報告の流れ

(2) 情報セキュリティインシデント※²発生時の対応

対応者	対応内容 ※速やかに
職員等 (=インシデントに気づいた者)	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ管理者(=所属長)に報告 CSIRT(=電子県庁課技術管理班)に報告(速報) ※電話等
情報セキュリティ管理者	<ul style="list-style-type: none"> 統括情報セキュリティ責任者(=電子県庁課長)に報告 ※様式 情報セキュリティ責任者(=総務課長等)に報告 ★個人情報に関するインシデント：別途、法務課へ報告
情報セキュリティ責任者	部局長等に報告 ※自部局のみ
統括情報セキュリティ責任者	C I S O等に報告 ※必要に応じてC I Oへ報告

※1 Computer Security Incident Response Team (情報セキュリティインシデントへの対処体制)

※2 情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥

情報セキュリティに関する報告

(デジタル戦略局電子県庁課)

1 令和4年度の情報セキュリティ監査、研修・訓練の実施結果について

(1) 情報セキュリティ内部監査

ア 書面による監査

項目名	内容	
監査テーマ	情報システムの管理に係るセキュリティ対策の実施状況の確認	
監査実施日	令和5年1月23日～令和5年3月3日	
監査対象	情報システム 191件	
対象部局	全て	
指摘状況	チェック項目	指摘件数
	機器の取付け状況（設置箇所、固定方法）	3件
	サーバ障害対策基準の作成状況	31件
	予備電源装置の設置及び点検の実施状況	2件
	サーバ等の機器の定期保守の状況	6件
	ログイン時の認証設定	2件
	情報セキュリティインシデント発生時の報告	1件
	ログインパスワードの取扱い	2件
	パスワード記憶機能の利用禁止	5件

イ フォローアップ監査

項目名	内容	
監査テーマ	情報システムの管理に係るセキュリティ対策の改善状況の確認	
監査実施日	令和5年3月6日	
監査対象	県税システム	
対象部局	経営管理部財務局税務課	
指摘状況	要改善事項 2件	

(2) 情報セキュリティ研修・情報セキュリティインシデント対応訓練

研修・訓練名	対象者	実績・出席者	備考
SDO 新規ユーザー研修	新規採用職員等	281 人	
情報公開・個人情報保護事務研修会	個人情報保護事務担当者	138 人	法務課
集合情報セキュリティ研修(基本編)	受講を希望した職員	218 人	
集合情報セキュリティ研修(一般編)	受講を希望した職員	106 人	
J-LIS 提供 e ラーニングによる情報セキュリティ研修	受講を希望した職員	225 人	
e ラーニング「学びばこ」	全職員	759 人	
コンプライアンス推進月間での自己点検	全職員	全職員	人事課
情報セキュリティ通信の発行	全職員	13 回掲載	
情報セキュリティインシデント対応訓練	参加を希望した職員	15 人	

情報セキュリティインシデント等発生後のフォローアップ研修等

(デジタル戦略局電子県庁課)

1 趣旨

情報セキュリティインシデントの多発を受け、インシデント等発生後のフォローアップの仕組み等を整える。

2 内容

項目	内容								
対象事案	<ul style="list-style-type: none">・インシデント報告されたもの・インシデントとしては扱わなかった事例								
対応	<p>1 所属ミーティングの実施及び結果報告:コンプラ同様のイメージ</p> <p>1) 研修内容 ※研修コンテンツは電子県庁課から提供</p> <ul style="list-style-type: none">ア マイナンバー取扱い・マイナンバー事務手順の遵守イ 媒体紛失ウ メール誤送信エ ウイルス感染(ネットワーク管理) <p>2) R5指定所属</p> <ul style="list-style-type: none">ア R4年4月以降にインシデント等を起こした所属イ R5年度に新たにインシデント等を起こした所属(今後) <p>3) 実施者:所属長 ※インシデント等発生所属</p> <p>4) 対象者(所属長が次の中から対象者を決定)</p> <ul style="list-style-type: none">ア 本人イ インシデント等発生班の班員ウ 所属の班長以上エ 所属長が指名する者(課・局・部内等から) <p>5) 報告</p> <p>ミーティングの結果(※)をデジタル推進官の決裁を受けてCISO(最高情報セキュリティ責任者)へ提出</p> <p>※原因究明、再発防止策、今後の研修実施(受講)計画等</p> <p>2 指定部局に対し情報セキュリティ研修の再受講を義務付け</p> <table border="1"><thead><tr><th>研修内容</th><th>集合研修、eラーニング又は学びばこ等</th></tr></thead><tbody><tr><td>R5指定部局</td><td>経済産業部、健康福祉部</td></tr><tr><td>対象者</td><td>部全員</td></tr><tr><td>報告</td><td>受講計画、受講結果をCISOへ報告</td></tr></tbody></table>	研修内容	集合研修、eラーニング又は学びばこ等	R5指定部局	経済産業部、健康福祉部	対象者	部全員	報告	受講計画、受講結果をCISOへ報告
研修内容	集合研修、eラーニング又は学びばこ等								
R5指定部局	経済産業部、健康福祉部								
対象者	部全員								
報告	受講計画、受講結果をCISOへ報告								

令和5年度 情報セキュリティ研修 開催要領

	1コース	2コース	3コース	4コース	5コース	6コース
コース名	集合情報セキュリティ研修 (初級編) 管理職員向け	集合情報セキュリティ研修 (初級編) 一般職員向け	集合情報セキュリティ研修 (中級編)	J-LIS リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修 情報セキュリティコース	J-LIS リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修 個人情報保護コース	eラーニング「学びばこ」
対象者	各所属が指名する職員	各所属が指名する職員	各所属が指名する職員	希望する職員	希望する職員	全職員
受講計画の目安	1～3のいずれかを各所属から1名以上受講 (遠方の出先事務所等で出席が難しい所属及び5名以下の小規模な所属を除く。)			1～3のいずれも受講できない所属は1名以上受講 +希望する職員		1～5のいずれも受講しない職員 は必須で受講
受講者指名の目安	班長級以上の職員(文書管理者・文書主任を務める職員を想定) ※昨年度受講していない者が望ましい	班長級以下の職員(職場で実務の中心となる職員を想定) ※昨年度受講していない者が望ましい	情報システム担当者又はそれに準じる職場のリーダーとなる職員 (初級以上のスキルを習得したい職員)	知識を向上させたい職員	知識を向上させたい職員	全職員
開催方式	対面講義 (東部・中部・西部・県庁又は県庁周辺会場)	対面講義 (東部・中部・西部・県庁又は県庁周辺会場)	対面講義(県庁又は県庁周辺会場)	eラーニング (インターネット)	eラーニング (インターネット)	eラーニング 「学びばこ」(SDO Notes)
開催時期	9月～10月	9月～10月	10月～11月	9月～11月	9月～11月	6月～3月
定員	300人 各回50人程度	300人 各回50人程度	160人 各回20人程度	上限なし	上限なし	上限なし
概要	職場の管理者として組織で守るべきこと及び管理者の役割等の習得を図る。	職場で実務の中心となる職員のセキュリティに関する知識の習得を図る。	職場で実務の中心となる職員の意識・知識の向上を図る。	地方公共団体職員として知っておくべき、セキュリティ対策の意味と内容について学習する。	職員全員が知っておくべき個人情報保護法に関する基礎知識と、個人情報の取扱い方法や職場で行う具体的な対策について学習する。	職員として必要最低限の意識・知識の向上を図る。
内容	講義1-1:地方公共団体職員として必要な情報セキュリティの知識(管理職員向け):外部講師 講義2-1:守るべき情報セキュリティ:電子県庁課 講義2-2:静岡県のインシデント事例:電子県庁課 講義2-3:安全なメール送信:電子県庁課	講義1-2:地方公共団体職員として必要な情報セキュリティの知識(一般職員向け):外部講師 講義2-1:守るべき情報セキュリティ:電子県庁課 講義2-2:静岡県のインシデント事例:電子県庁課 講義2-3:安全なメール送信:電子県庁課	講義1-3:最近の情報セキュリティに関する状況:外部講師 講義3:情報セキュリティインシデント対応訓練(ロールプレイング形式のグループワーク):電子県庁課	第1章 情報セキュリティを理解していく上で前提となる基礎知識 第2章 サイバー攻撃手法と対策 第3章 情報セキュリティ対策 第4章 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインについて	1 個人情報保護法の目的・概要 2 個人情報保護法の対象となる情報とは(種類や具体例) 3 個人情報の適正な取扱いについて 4 地方公共団体に求められる対応について 5 事例に即した個人情報の取扱いについて(漏えい等)	
時間	1.5～2時間	1.5～2時間	2～2.5時間	1～2時間	1～2時間	約30分
開催日時・場所詳細	9月11日(月)10:00～12:00 県庁別館7階第二会議室A 9月15日(金)10:00～12:00 東部総合庁舎別館2階第一会議室 9月19日(火)10:00～12:00 浜松総合庁舎701～704会議室 9月21日(木)10:00～12:00 県庁別館7階第二会議室A 9月22日(金)10:00～12:00 県庁別館20階第一会議室A 9月25日(月)10:00～12:00 静岡総合庁舎第8会議室 ----- -----	9月11日(月)13:15～15:15 県庁別館7階第二会議室A 9月15日(金)13:15～15:15 東部総合庁舎別館2階第一会議室 9月19日(火)13:15～15:15 浜松総合庁舎701～704会議室 9月21日(木)13:15～15:15 県庁別館7階第二会議室A 9月22日(金)13:15～15:15 県庁別館20階第一会議室A 9月25日(月)13:15～15:15 静岡総合庁舎第8会議室 ----- -----	10月4日(水)9:30～12:00 県庁東館16階OA研修室 10月4日(水)13:30～16:00 県庁東館16階OA研修室 10月6日(金)9:30～12:00 県庁東館16階OA研修室 10月6日(金)13:30～16:00 県庁東館16階OA研修室 10月30日(月)9:30～12:00 県庁東館16階OA研修室 10月30日(月)13:30～16:00 県庁東館16階OA研修室 11月1日(水)9:30～12:00 県庁東館16階OA研修室 11月1日(水)13:30～16:00 県庁東館16階OA研修室	各自への案内メールに従って、インターネット閲覧環境にて受講する	各自への案内メールに従って、インターネット閲覧環境にて受講する	SDO Notesデータベース「学びばこ」 「情報化」-「ICT基礎研修」-「情報セキュリティ」に掲載している動画を視聴する。 (「ネットワーク」、「Web会議」も合わせて視聴することを推奨する)
注意事項	※公共交通機関を利用すること ※SDOモバイルPCを持参すること(資料の配付は行わない)					

健康保険証の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の資格情報に紐付いた事案
令和3年10月～令和4年11月末まで
誤登録7,312件
うち薬剤情報等が閲覧された件数6件
- ・ 令和4年12月～令和5年5月22日まで
誤登録60件
うち薬剤情報等が閲覧された件数4件

■ 原因

- ・ 資格取得時にマイナンバーの記載がなかったため、保険者において、J-LISに本人情報を照会したが、本来、国から示された通知に則り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ登録すべきところ、異なる方法で実施し、別人の情報を登録した。

■ 対策

- (1) 新規事案の発生防止
 - ・ マイナンバーの記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
 - ・ 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修、来年度から実施予定】
- (2) 既存データの総点検
 - ・ 全保険者に対し、点検を要請。6月末までの作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求める
 - ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う

地方職員共済組合での紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の年金情報に紐付いた事案
 - ・ マイナポータルに別人の年金情報が表示された（1件）
- ※年金の支給額や掛金額への影響はない

■ 原因

- ・ 地方職員共済組合において、元組合員の情報をシステムに登録する際マイナンバーの記載がなかったため、J-LISに本人情報を照会したが、誤った氏名（旧姓）で照会を行った上で住所情報の合致を確認しなかった。

■ 対策

- (1) 新規事案の発生防止
 - ・ 資格取得・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底することとし、関係省令を改正
 - ・ 提出されたマイナンバーが正確かどうかを確認するため、全件にわたりJ-LISに照会し、登録データとJ-LISのデータを照合
 - (2) 既存データの総点検
 - ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う
 - ・ 7月末までに作業結果の報告を求める
- ※ 新規事案の発生防止と既存データの総点検は、全ての共済年金（地方公務員共済に加え、国家公務員共済、私立学校教職員共済）において同様の対策を実施。

障害者手帳情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の障害者手帳情報に紐付いた事案
- 累計件数は、62件（静岡県）（6/20公表）

■ 原因

- ① マイナンバーの記載がなく、自治体が、J-LISへの照会で障害者のマイナンバーを取得する際に、住所を含まないカナ氏名、生年月日のみを用いて照会を行い、十分な確認を経ないまま、同姓同名である他人のマイナンバーが紐付いた。
- ② 削除すべき情報が自治体の手帳システムに残っていたため、マイナンバーに複数の手帳記録を紐付けてしまった。

■ 対策

- (1) 事務処理状況の確認（7月中）
 - ・ 全国の自治体で、氏名、生年月日、性別、住所を用いた確認が行われているかなど、紐付けの事務処理の実情を確認
- (2) 紐付けについての点検
 - ・ 住所を含まない氏名、生年月日などでマイナンバーを照会している自治体は、氏名、生年月日、性別、住所を活用するなどにより、適切に紐付けているか確認。
 - ・ システム仕様等の問題を解消。
- (3) 自治体の事務処理方法の見直し
 - ・ 手帳申請様式のマイナンバーの記載欄に申請者からの記載を求めた上で、住基ネットによる照会で確認するなど、自治体の事務処理方法を見直す。

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none">・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">①マイナンバー届出義務の有無、②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月末に中間報告）	<ul style="list-style-type: none">・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。<ul style="list-style-type: none">①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

マイナンバーカードの紐づけに関する総点検に向けた都道府県へのお願い

- 都道府県におかれては、マイナンバーカードの普及促進を含めたマイナンバー制度の運用に平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。令和五年五月末で、累計の申請件数は九、七〇〇万件を超えました。
- 一方で、マイナンバー制度については、人為的な入力ミスにより、マイナンバーの紐付けに誤りが生じた事案が確認されています。マイナンバー制度は、国民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤であり、国民の信頼が重要であることから、政府においては、マイナンバーの紐付けに関する総点検を行うこととしました。
- 6月21日に開催された政府の「マイナンバー情報総点検本部」では、総点検の基本的な進め方として、
 - ・まずは、7月中に、各省庁から紐付け実施機関に対し、申請時のマイナンバーの提出の有無等、現状の紐付け方法について確認を行います。
 - ・その上で、紐付け方法の確認結果を踏まえ、各省庁で全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する予定です。この総点検が必要なケースに該当する場合には①全データ点検②誤紐付けの修正③情報漏洩の有無に関する調査などを原則として秋までに実施し、その結果を公表することを実施機関に対して求めることとされております。(資料1)
- これを踏まえ、総務省新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部において、新たな業務として「マイナンバーの紐づけに関する総点検の推進」を位置づけ、地方自治体との連絡体制を整備しました。マイナンバーの紐付けに関して、全ての個別データの総点検が必要なケースの整理に当たっては、今後、各省庁から各団体に対して依頼がなされる見込みです。総務省としては、地方自治体の皆様から課題を丁寧にお伺いし、各省庁と連携することで、総点検が円滑に進むよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。今後、総点検に向けて地方自治体の皆様のご協力をお願い致します。
- 総点検は限られた期間での作業となることが想定されるため、全体を通じた進捗の管理や、点検作業に対応するための人事的配慮など、総点検の実施に向けた準備を開始されるようお願い致します。
- また、市区町村においても、今後、総点検が実施されることから、管内市区町村の総点検の実施状況についてフォローアップをお願い致します。

(参考) 令和5年6月21日 マイナンバー情報総点検本部での岸田総理大臣指示

- マイナンバーについては、今週に入ってもひもづけに誤りがある事案が確認されました。全ての事案を重く受け止め、先週お示した、
 - 1、関連するデータやシステムの総点検
 - 2、今後、新たな誤りが生じないようにするための仕組みづくり
 - 3、国民の不安払拭のための丁寧な対応この3つの基本方針に基づきつつ、更に対策を強化してください。

- まず、河野大臣においては、
 - 第1に、マイナンバーに関する手続について総点検を行ってください。一連の誤り事案が確認された関連データだけではなく、マイナポータルで閲覧可能となっている、全てのデータについて、本年秋までをめぐりに総点検を行うよう総括してください。
 - 第2に、再発防止策を徹底するため、マイナンバーを確認する、氏名、住所、性別、生年月日の4情報を全て照合するなど、マイナンバー登録に係る政省令の見直しを本年秋までをめぐりに行ってください。
 - 第3に、来年秋の保険証廃止と、その後、最大1年間、合計2年半の猶予期間を活用して保険証とマイナンバーカードの一体化に係る国民の不安払拭に取り組んでください。

- そして、加藤大臣においては、本年秋までに所管分野の総点検を完了するとともに、医療介護関係者等と調整し、保険証の廃止をめぐるとの不安に丁寧に対応してください。あわせて、現行の保険証廃止は、デジタル社会における質の高い持続可能な医療の実現に必要であることを丁寧に説明してください。

- 松本大臣においては、総点検作業を実施する地方自治体の円滑な作業に資するよう、地方自治体と連絡調整するとともに、高齢者や障害をお持ちの方などのカードの取得環境を整備してください。

- その他、各省庁においてもデジタル庁と連携して、本年秋までに所管分野の総点検を完了してください。

- デジタル社会への移行のためには、国民の信頼が不可欠です。政府を挙げてコロナ対応並みの臨戦態勢で、国民のマイナンバー制度に対する信頼を一日も早く回復するべく、政府、地方自治体、関係機関一丸となって全力を尽くしてください。

マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況

- 個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナ保険証の紐付け誤り、公金受取口座の誤登録などの一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、以下の表のとおり、詳細な事実関係を把握するとともに、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の要否を検討する対応方針を決定（令和5年5月31日付け「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針（案）」を参照。）し、継続して調査等を実施してきた。
- 本資料は、前記対応方針の決定後、新たな事案（年金記録及び障害者手帳に関するサービスにおける事案。下記事案2②③）が判明するなどしたため、改めて、現時点で、当委員会の対応状況を整理するものである。

※ 事案の概要等は、令和5年7月5日時点で当委員会が把握している内容であり、今後の調査等の進展により変動する可能性がある。

※ 本資料においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を「個情法」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を「番号法」という。

1 コンビニでの住民票等誤交付

事案の概要	問題の所在	対応状況
住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、別人の又は本人により廃止済みの証明書（特定個人情報又は保有個人情報を含む。）を誤交付した。	地方公共団体は、コンビニ交付サービス等を提供する証明書発行システムを富士通Japan株式会社にシステム開発をさせたが、漏えい等を防止する安全管理のために必要かつ適切な措置に関する品質が確保されていないまま、同システムを運用し、住民に提供していた。	<p>令和5年5月31日、富士通Japan株式会社から、個情法及び番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領。これにより、複数発生した事案ごとの原因及びその原因に対する再発防止策を把握。令和5年6月21日、同社から、同社のシステムを利用する地方公共団体（123団体）に対する総点検の結果に関する追加報告書を受領。</p> <p>※下記宗像市の漏えい事案については、前記報告書記載の総点検では発見できなかったものであるため、同社に対し、原因詳細を速やかに調査し、追加報告を行うよう、令和5年6月30日に指示。</p> <p>令和5年5月30日～31日、地方公共団体4団体（横浜市、足立区、川崎市、徳島市）から個情法又は番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領。また、システムトラブルが発生していた他の3団体（さいたま市、新潟市、熊本市）については個人情報の漏えいは無かったことを把握。</p> <p>令和5年7月3日、宗像市から、別人の証明書誤交付が発生した件について、漏えい等報告を受領（内容詳細を精査中。）。</p> <p>受領した各報告書を精査し、それぞれの問題点に応じた指導の内容を検討中。</p>

2 各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤り（健康保険証、年金記録、障害者手帳）

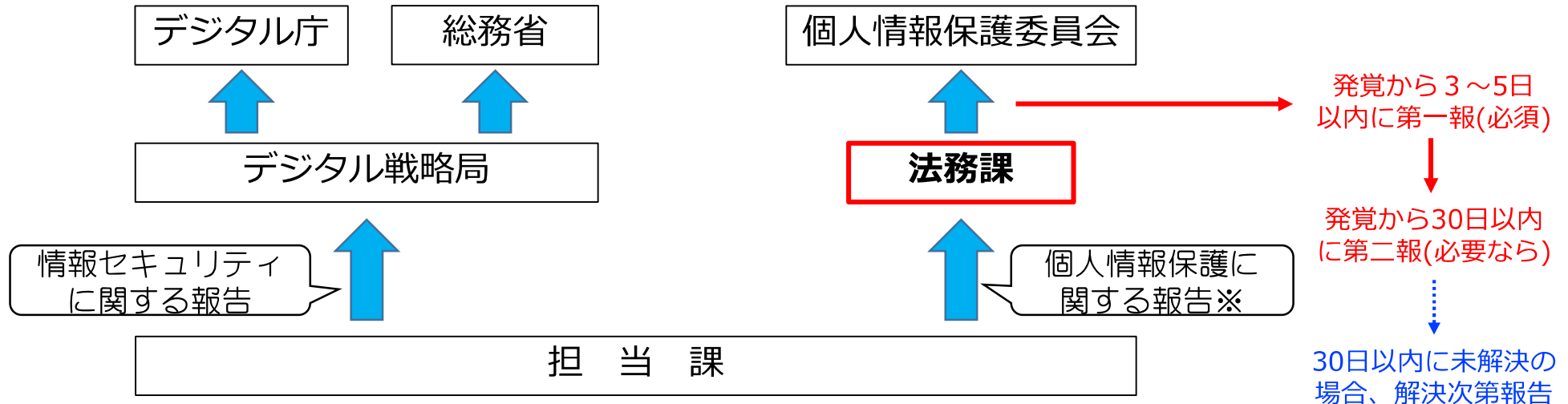
事案の概要	問題の所在	対応状況
<p>①健康保険証 複数の健康保険組合等（個人情報取扱事業者）において、被保険者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルやオンライン資格確認システムを通して別人に医療情報等（個人データを含む。）を漏えいした。</p>	<p>健康保険組合等が、本人から提出された届出書にマイナンバーの記載がない場合、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を確認してマイナンバーを特定することとなっていたが、その徹底を怠っていた。</p>	<p>これまでの調査で把握した健康保険組合等における再発防止策の策定状況に鑑み、各事案の問題点に応じた権限行使の要否を検討中。</p> <p>また、厚生労働省が行う総点検の結果を受け、他の健康保険組合等での漏えい事案発生の有無を把握すると共に、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討する。</p>
<p>②年金記録 地方職員共済組合（個人情報取扱事業者）において、年金請求の申請時に、請求者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを通して別人に年金記録等（個人データを含む。）を漏えいした。</p>	<p>地方職員共済組合が、年金支給対象者を個人番号管理システムに登録する際、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を確認してマイナンバーを特定することとなっていたが、その徹底を怠っていた。</p>	<p>令和5年6月13日に地方職員共済組合から漏えい等報告を受領。これにより、事案発生の原因は①と共通であることを確認。</p> <p>厚生労働省・総務省等から指示を受けた全国の共済組合が行っている総点検の結果を受け、他の共済組合での漏えい事案発生の有無を把握すると共に、権限行使の要否等の対応方針を検討する。</p>
<p>③障害者手帳 静岡県（地方公共団体）において、身体障害者手帳の情報とマイナンバーの紐付けを行う際に、対象者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを通して別人に障害者手帳情報（保有個人情報を含む。）を漏えいするおそれが発生した。 ※静岡県が確認した結果、誤登録は62件発生していたところ、結果的に第三者による閲覧はなかった。</p>	<p>静岡県が、障害者手帳の情報をマイナンバーと紐付けて身体障害者手帳管理システムに登録する際、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の確認が不十分であった。また、他にも、手帳取消しの申請において取消しの不備があった。</p>	<p>静岡県において、身体障害者手帳と同種の問題が精神障害者手帳・療育手帳で発生していないか確認中。</p> <p>厚生労働省から指示を受けた全国の地方公共団体が行っている総点検の結果を受け、全体の規模を把握すると共に、権限行使の要否等の対応方針を検討する。</p>

3 公金受取口座等の誤登録

事案の概要	問題の所在	対応状況
<p>①公金受取口座（マイナポータル） 各地方公共団体の支援窓口における本人又は 手続支援員による操作ミス（ログアウトの失 念）に起因する公金受取口座・マイナポイント 等の誤登録により、別人のマイナンバーと本人 の銀行口座情報等を誤って紐付けた結果、銀行 口座情報（保有個人情報を含む。）を漏えいし た。</p>	<p>デジタル庁が、公金受取口座の登録等に関す る事務において各地方公共団体の支援窓口の共 用端末を利用するに際して、正確な操作手順の 徹底のほか、操作手順に伴うリスクの軽減等 について、リスク管理及びその対策ができてい なかった。</p>	<p>令和5年6月30日、デジタル庁から、番号法 に基づく報告徴収に対する報告書を受領。今後、 より詳細を把握する目的での番号法に基づく立 入検査を検討する。 これにより、詳細な事実関係を把握し、問題 点に応じた権限行使の要否を検討中。</p> <p>また、デジタル庁が行う総点検の結果を受け、 全体の規模を把握すると共に、追加での権限行 使の要否等の対応方針を検討する。</p>
<p>②公金受取口座（国税庁 確定申告時） 確定申告書の登録時に銀行口座情報を公金受 取口座に登録を希望した者について、国税庁が デジタル庁に情報提供をした際、登録希望者の マイナンバーと別人の銀行口座情報を誤って紐 付けた結果、銀行口座情報（保有個人情報を含 む。）を漏えいした。</p>	<p>国税庁が、デジタル庁に情報提供した銀行口 座情報について、誤登録を防止するために必要 な確認手順又は運用に不備があった。</p>	<p>令和5年6月6日、国税庁（丸亀税務署）か ら、漏えい等報告を受領。受領した漏えい等報 告書を精査し、本件事案における問題点に応じ た権限行使の要否を検討中。</p> <p>また、国税庁が行う総点検の結果を受け、他 の税務署での漏えい事案発生の有無を把握し、 追加での権限行使の要否等の対応方針を検討す る。</p>
<p>③マイナポイント 各地方公共団体の支援窓口における本人又は 手続支援員による操作ミス（ログアウトの失 念）に起因するマイナポイントを受領する決済 サービス情報（保有個人情報を含む。）の誤登 録により、マイナポイントの誤交付又はそのお それが発生した。</p>	<p>発生原因及び問題の所在は、①と共通である。</p>	

以上

特定個人情報に係る問題発生時の報告等



★特定個人情報保護における重大事故

- ・ 個人情報を、**故意に**漏えい、滅失又は毀損した場合
- ・ 個人情報によって識別される**特定の個人の数**が**101人以上**の場合

重大事故が発生した場合

重大事故が発生した事務だけでなく、**実施機関全体の事務に影響**が出る。
⇒事故を発生させた実施機関が、全体として特定個人情報の取扱いについて見直す必要がある。
※具体的には、5ページの報告書作成でよかったところ、30ページ以上の報告書を作成する必要がある。

※特定個人情報に限らず、個人情報保護全般に関して報告が必要

令和5年度情報システム調査

(電子県庁課技術管理班)

1 調査の内容等

調査項目	区分	調査内容
経費の概要	既存	<ul style="list-style-type: none"> 開発（改修）経費実績（当初又は直近） 運用保守、開発（改修）経費実績（昨年度（R4））
	新規	<ul style="list-style-type: none"> 運用保守、開発（改修）経費見込（R5～R10） ※中期的な経費の把握
<u>今後の運用方針</u>	新規	<ul style="list-style-type: none"> 今後のシステムの方針（方針変更の有無、（ある場合）その内容） 外部サービス、パッケージ使用の可否
<u>システムの必要性</u>	新規	<ul style="list-style-type: none"> システム開発・利用の根拠（義務的規定の有無） （ホームページの場合）独自運用の理由
規模の適正性	既存	<ul style="list-style-type: none"> サーバ等機器の情報 システムの利用状況（職員数、端末台数、利用対象（内部・外部）） 関与する技術者の人数（常駐・非常駐）
調達手続の適正性 （ベンダーロックイン関連）	既存	<ul style="list-style-type: none"> 運用業者の選定方法 単独随意契約の理由 運用保守業者の変更の有無 現在の保守業者の継続年数 ベンダーロックインを防ぐ要因の有無（外部クラウドサービスやパッケージの利用、オープンソース対応等）
最適化の状況	既存	<ul style="list-style-type: none"> 利用するネットワーク、端末 情報処理基盤（県庁クラウド）の利用状況
	新規	<ul style="list-style-type: none"> 他システム（NotesDB等）との連携 他組織との共同開発・共同運用の有無

2 調査時期

令和5年6月5日～30日 ※一部を除き提出確認済み

※例年調査に項目を追加して実施

3 経緯・目的等

- 情報システムや情報ネットワークについて、目指すべき姿を検討
- 既存システム等に係る中期的な経費見込みを調査し、予算編成等への反映
- システムの必要性（事務の根拠等）などにに基づき類型分け等による分析
- HPを始め、セキュリティの状況やあり方などの検討材料の収集

生成A I 利用ガイドラインの策定（概要）

飛躍的な発展を遂げ、世界中で利用が拡大している生成A I は、イノベーションや生活の質を向上させる可能性がある。

そのため、県の業務においても積極的に活用することとし、職員が安心して適正に利用するため、6月15日に静岡県生成A I 利用ガイドラインを策定した。

●ガイドライン策定の背景、考慮した点

- ・職員アンケートの結果、認知度は高く、業務に利用していくべきと考えているが、実際には使用していないことが分かった。
- ・安全に利用するため、県のセキュリティポリシーを遵守する内容とした。
- ・日本ディープラーニング協会のガイドライン(5月公表)や個人情報保護委員会の注意喚起(6月発出)を参考に、具体的なリスクや問題に対応した。
- ・政府が公表した「人間中心のA I 社会原則」(H31年公表)や政府の「A I 戦略会議」(5月設置)の議論を踏まえ、政府の動向と整合性を図っている。

●今後の対応

- ・職員が、本ガイドラインの趣旨、内容の理解を深め、生成A I の利用技術を習得するため、研修を実施する。
- ・庁内の好事例を収集し、適正で効果的な利用方法を周知する。

●ガイドラインの構成と主な内容

区 分	内 容
目 的	・業務効率化や行政サービス向上のため生成A I を利用するに当たり、情報資産の安全な利用と得られた結果の適切な活用を図る。
対象とする生成A I	・当面の間、入力情報を学習データに使用しないよう設定できるChatGPTのみとする。
主な用途	・文章の要約・翻訳、文章の作成・校正、アイデアの発展等
遵守事項(利用)	・入力情報が学習データとして利用されないように設定する。 ・利用の目的、活用方法を記録する。
遵守事項(情報入力)	・非開示情報や個人情報、守秘義務を課された情報等の入力は禁止する。 ・適切な結果を得るため、入力方法を工夫する。
遵守事項(出力結果)	・県が説明責任を負うことを踏まえて対応する。 ・得られた結果について、誤りの有無、公平性などを確認し、必要に応じて加筆修正する。
その他	・生成A I の利用規約の変更や新たなリスクが発生した場合、一時的に利用を停止する。 ・疑義が生じた場合の相談はデジタル戦略課を窓口とする。

ChatGPTに関する職員アンケートの結果について

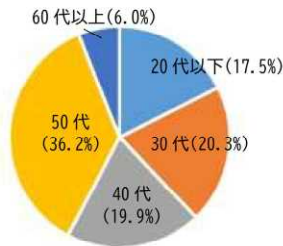
1 アンケートの目的及び概要

- (1) 目的 静岡県職員のChatGPTに関する認知度を確認するとともに、利用に関する意向やアイデアを把握するもの
- (2) 対象 静岡県職員（知事部局、教育委員会、企業局、委員会等を含む）
- (3) 期間 令和5年5月12日(金)から22日(月)まで
- (4) 方法 ふじのくに電子申請サービスを利用し、無記名方式で回答
職員への周知は、実施期間中、全庁掲示板において周知
- (5) 回答 497人

回答者の年代別構成

年代	人数	割合	年代	人数	割合
20代以下	87人	17.5%	50代	180人	36.2%
30代	101人	20.3%	60代以上	30人	6.0%
40代	99人	19.9%	合計	497人	100.0%

※割合は小数点第2位を四捨五入、合計は100%にならないことがある(以下同じ)



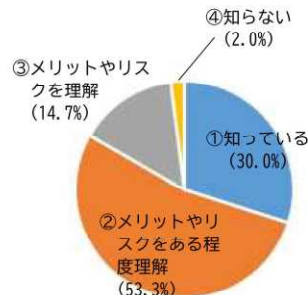
2 アンケート結果（まとめ）

- (1) ChatGPTについて487人(98.0%)が知っており、メリット・デメリットやリスクについて理解している/ある程度理解している者も338人(68.0%)と3分の2を上回った。
 - (2) ChatGPTについて知っている487人のうち、利用したことがある者は204人(41.9%)と半数以下であり、業務で利用したことがある者は36人(7.4%)に留まっている。
 - (3) 業務への活用については、ChatGPTについて知っている487人のうち、使用すべきでないと回答した者は19人(3.9%)と非常に少ない。ただし、45人(9.2%)は、ChatGPTの回答に誤りや疑義がある、目的によるなど、活用に関する判断ができないとしている。
- 以上から、(1)職員の認知度は高く、(2)業務に利用していくべきと考えているが、(3)業務では使用していないことが分かる。

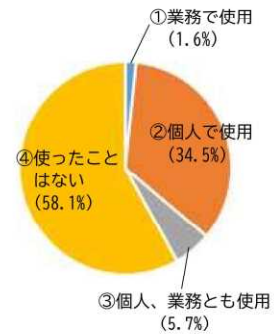
職員が安心して適正に利用するためにルールづくりが必要

3 アンケート結果（集計）

Q1:ChatGPTを知っていますか	人数	割合
①知っている（聞いたことがある）	149人	30.0%
②知っており、メリット・デメリットやリスクについてある程度理解している	265人	53.3%
③知っており、メリット・デメリットやリスクを含めて理解している	73人	14.7%
④知らない	10人	2.0%
合計	497人	100.0%



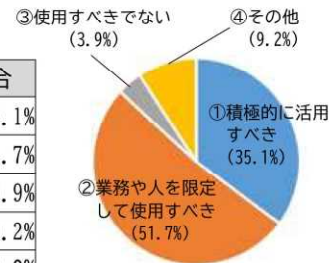
Q2:ChatGPTを使ったことはありますか	人数	割合
①業務で使用したことがある	8人	1.6%
②個人で使用したことがある	168人	34.5%
③個人、業務とも使用したことがある	28人	5.7%
④使ったことはない	283人	58.1%
合計	487人	100.0%



Q3:どのような目的(内容)で使いましたか（主なもの）

- ・情報の収集、整理（法令、業務の課題、政策等）
- ・あいさつ文、感想文、メールなどの文面の作成
- ・ブレインストーミング、アイデアフラッシュ
- ・興味があつた、技術を試してみた など

Q4:業務における活用についての考え	人数	割合
①積極的に活用すべき	171人	35.1%
②業務や人を限定して使用すべき	252人	51.7%
③使用すべきではない	19人	3.9%
④その他	45人	9.2%
合計	487人	100.0%



Q5:Q4で回答した理由（主なもの）

①積極的に活用	効率化が期待できる（負担軽減、質の確保）、最新技術に触れて理解するべき
②限定して使用	情報の流出を懸念、正確性に疑問、安易な利用は危険、人が確認する必要がある、リスクに対して統制が必要
③使用すべきでない	正確性に疑問、責任の所在が曖昧になる、セキュリティに問題がある
④その他	長所・短所が分からない、業務に適・不適がある、よく分からない

Q6:業務において、活用したい(できる)アイデア

- ・情報収集、データ分析
- ・アイデアや課題の項目出し
- ・定型的な文面の作成、翻訳、要約
- ・相談対応

Q7:活用するにあたっての注意点や懸念すること

- ・内容の正確性、妥当性の確認(負担増)
- ・職員が特性を理解する
- ・著作権侵害の懸念への対応
- ・職員の能力低下(道具として使うべき)
- ・個人情報や機密情報の漏洩

静岡県生成A I 利用ガイドラインの策定について

背景・理念

人間中心のA I 社会原則 (平成31年3月29日 統合イノベーション戦略推進会議)

2 基本理念	(1) <u>人間の尊厳の尊重</u> 、(2) <u>多様性と包摂性</u> 、(3) <u>持続性のある社会の実現</u>
4 社会原則	(1) <u>人間中心の原則</u> (5) <u>公正競争確保の原則</u> (2) <u>教育・リテラシーの原則</u> (6) <u>公平性、説明責任及び透明性の原則</u> (3) <u>プライバシー確保の原則</u> (7) <u>イノベーションの原則</u> (4) <u>セキュリティ確保の原則</u>

各国の論調 (令和5年5月26日 A I 戦略会議資料)

米	A I に対する過度な規制を制限する案 A I が違法な偏見や差別を生む可能性を指摘 開発企業にA I の危険から社会を守るよう要請
英	サイバーセキュリティの留意点を発表 A I のイノベーションの観点から白書公表 競争と消費者保護の観点からのレビュー開始
伊	一時的にChatGPTの利用を遮断し、その後再開
仏	雇用への影響に懸念が表明など否定的な反応
EU	悪用リスク等のあるA I への規制を議論

考慮すべき事項

A I 利活用ガイドライン
(令和元年8月9日 A I ネットワーク社会推進会議)

① <u>適正利用の原則</u>	⑥ <u>プライバシーの原則</u>
② <u>適正学習の原則</u>	⑦ <u>尊厳・自律の原則</u>
③ <u>連携の原則</u>	⑧ <u>公平性の原則</u>
④ <u>安全の原則</u>	⑨ <u>透明性の原則</u>
⑤ <u>セキュリティの原則</u>	⑩ <u>アカウンタビリティの原則</u>

A I 開発ガイドライン
(平成29年7月28日 A I ネットワーク社会推進会議)

① <u>連携の原則</u>	⑥ <u>プライバシーの原則</u>
② <u>透明性の原則</u>	⑦ <u>倫理の原則</u>
③ <u>制御可能性の原則</u>	⑧ <u>利用者支援の原則</u>
④ <u>安全の原則</u>	⑨ <u>アカウンタビリティの原則</u>
⑤ <u>セキュリティの原則</u>	

A I 戦略会議 (令和5年5月11日・26日)

生成A I は生活の質を向上させる可能性がある。

リスクへの対応

- ・開発者、利用者が自らリスクを評価
- ・政府を含む関係者でリスク対応の枠組を検討実施

懸念されるリスク

- ・機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用
- ・偽情報などが社会を不安定化・混乱させる
- ・著作権侵害のリスク 等

利用に向けて

- ・政府はリスクに配慮しつつ利用可能性を追求
- ・幅広い世代が恩恵を享受するためリテラシー向上

静岡県生成A I 利用ガイドライン (令和5年6月15日策定)

趣旨	生成A I の利用にあたり、懸念・リスクを理解し、人間中心のA I 社会原則の基本理念としたガイドラインを策定し、適正な利用を促す。
目的	業務効率化や行政サービス向上のため生成A I を利用するに当たり、情報資産の安全な利用と結果の適切な活用を図る。
対象	県職員が業務においてChatGPT(OpenAI社)を利用すること。
手順 手続	入力情報が学習に利用されないよう設定する。 利用に当たり、目的や結果の活用方法について記録する。
留意 事項	入力：第三者に公開又は提供可能な情報以外は取り扱わない。 出力：得られた結果は複数の職員で確認し、必要に応じて加筆又は修正する。

生成A I の利用ガイドライン
(日本ディープラーニング協会(JDLA) 令和5年5月公表)

生成A I の活用を考える組織がスムーズに導入を行えるよう、利用ガイドラインのひな型を作成し、公開したもの。

生成A I サービスの利用に関する注意喚起等
(個人情報保護委員会 令和5年6月2日公表)

- ・個人情報の入力、利用目的のための必要最小限とする
- ・個人情報を入力する際は、機械学習に利用されないことを確認

静岡県情報セキュリティ対策基準

外部サービスを利用する場合、所属で以下を規定して運用する。

- ・取り扱う情報の限定
- ・サービスを利用してよい範囲
- ・利用するサービス
- ・利用の手続・手順

※本ガイドラインに沿った運用を規定することで、リスク対応のレベルを統一できる。

静岡県生成A I利用ガイドライン

大規模な学習モデルに基づき画像や文章を出力する生成A Iは、近年、飛躍的な発展を遂げ、世界中で爆発的に利用が拡大している。その一方で、このような新たな技術に対する社会のルール形成や国際的な合意が追いつかず、生成A Iの使用の禁止や制限、開発に条件を付す意見も出てきている。

しかしながら、生成A Iは、社会にイノベーションを引き起こす力を持ち、幅広く生活の質を向上させる可能性を秘めていることから、静岡県は、社会のルール形成を待つことなく積極的に利用していくこととする。

ただし、生成A Iについては、既にプライバシーの侵害や機密情報の流出、虚偽情報の蔓延等の懸念・リスクが指摘されていることから、利用者には、これらの懸念・リスクを正しく理解し、適切かつ安全に利用することが求められる。

また、平成31年に政府がとりまとめた「人間中心のA I社会原則」の基本理念である「人間の尊厳の尊重」、「多様性と包摂性」、「持続性のある社会の実現」を念頭に置き、利用に当たっては、A Iの判断をそのまま使うのではなく、最終的には人間が確認することが求められる。

以上の事項を静岡県職員（知事部局の職員に限る。以下「職員」という。）の共通認識として共有し、生成A Iの適正な利用を促すため「静岡県生成A I利用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

第1 目的

本ガイドラインは、静岡県が、業務の効率化や行政サービスの向上のため、生成A Iを業務において利用するに当たり、情報資産の安全な利用と得られた情報の適切な活用を図るために必要な事項を定めるものである。

第2 定義

本ガイドラインにおいて「生成A I」とは、対話形式で入力した情報に対して、A Iが生成した創作物を出力する約款による外部のサービスのことをいう。

第3 対象とする生成A I

職員が業務において利用できる生成A Iは、入力情報を学習データとして利用しないよう設定できるものに限る。なお、当面の間、この設定ができることを利用規約及び設定画面によって確認できたOpenAI社が提供するChatGPTのみを対象とする。

第4 適用範囲

本ガイドラインは、職員が業務において生成A Iを利用する場合に適用される。

第5 用途

生成A Iの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 文章の要約、翻訳又は平易に書き改めること。
- (2) あいさつ文、メール又はホームページ等の文面を作成すること。
- (3) 文章を校正、改善すること。
- (4) 公開されている情報や文章を表などに整理すること。
- (5) 着想を得る又はアイデアを発展させること。
- (6) エクセルマクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (7) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資するもの。

第6 利用における遵守事項

職員が業務において生成A Iを利用する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 入力情報が、生成A Iの学習データとして利用されないように設定すること。
- (2) 利用者は、利用の目的及び結果の活用方法をあらかじめ明確にし、所属単位で利用状況を記録すること。

第7 情報入力における遵守事項

職員が生成A Iに対して情報を入力する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 情報資産を利用する場合は、第三者に公開又は提供可能なものに限る。なお、学習データへの利用の有無に関わらず、入力した情報が一定期間保持されることなどから、次に掲げる事項については、特に注意すること。

ア 非開示情報

静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条に規定する非開示情報のほか、これに類するものは入力しないこと。

イ 個人情報

非開示情報に該当しない場合においても、氏名、住所、個人が特定できる属性等については入力しないこと。

ウ 業務を通じて入手した情報

契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出など業務を通じて特定の目的のために入手した情報については入力しないこと。

エ 第三者が著作権等を有している情報

第三者の著作物を入力すること自体は、著作権等の侵害には該当しないため許容される。ただし、入力した著作物と同一又は類似した内容を出力する可能性があることから、得られた結果について既存の著作物や登録商標等に類似しないか調査すること。

- (2) 目的に沿った適切な結果を得るため、詳細な前提条件や例示を加えるほか、同じ質問や表現を変えた質問を繰り返し行うなど工夫すること。

第8 結果の取扱いにおける遵守事項

職員が生成A Iを通じて得られた結果を事業等に用いる場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 県が説明責任を負うことを踏まえ、得られた結果を事業等に用いることが適当か、所属として意思決定すること。
- (2) 得られた結果について、誤りがないこと、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないことなどを複数の職員で確認し、必要に応じて加筆又は修正すること。

第9 利用の停止

生成A Iの利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められた場合、デジタル戦略局は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

第10 その他

本ガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、デジタル戦略局デジタル戦略課において処理する。

附 則

本ガイドラインは、令和5年6月15日から施行する。